

税の標語法人会会長賞 入賞した生徒たちに表彰状

留萌間税会(堀口亘会長)主催、(公社)留萌地方法人会共催の令和5年度「税の標語」募集の表彰式が昨年11月14日、留萌市内の港南中学校(矢藤典彦校長)で行われ、法人会会長賞受賞者に当会原田会長から表彰状を贈りました。また、昨年11月16日、小平中学校(渡辺圭校長)で行われ、法人会会長賞受賞者に当会新名副会長から表彰状を贈りました。



「税の標語」募集で各賞を受けた小平中学校の生徒(左から)薄井由菜さん、尾形花音さん、佐々木楓花さん(法人会会長賞)



「税の標語」募集で各賞を受けた港南中学校の生徒(左から)佐藤優風君、長山心美さん、原田瑠菜さん、田邊愛琉君(法人会会長賞)

中学生の「税についての作文」 入賞した生徒に表彰状

国税庁主催の「中学生の『税についての作文』表彰式」が、昨年11月14日、留萌市内の港南中学校(矢藤典彦校長)で行われ、生徒3人に北海道租税教育推進協議会会長賞、留萌税務署長賞、留萌地方法人会会長賞が贈られた。



中学生の「税についての作文」で各賞を受けた港南中学校の生徒(左から)清水優来さん、野々村玲風君、津川愛華さん(法人会会長賞)

法人会青年部会が例会で営業トーク学ぶ



公益社団法人留萌地方法人会青年部会(櫛井俊介部会長)は、昨年11月13日に留萌市栄町のLOVE VEGETABLE TANAKAを会場に「営業トークにプラス!日本酒勉強会」を開き、きき酒師の資格を持つ櫛井部会長が、日本酒についてのうんちくなどを語りました。

日本酒をテーマに営業トークの幅の広げ方を学んだ留萌地方法人会青年部会の「営業トークにプラス!日本酒勉強会」

税務署と税務3団体が スマホでの確定申告をPR

留萌税務署と留萌青色申告会(石井久夫会長)、公益社団法人留萌地方法人会(原田欣典会長)、留萌間税会(堀口亘会長)の税務3団体は昨年に続き、自宅などからスマートフォン(スマホ)による確定申告書の作成および送信を呼び掛ける広告を作成しました。当該広告の周知の一環として、株式会社留萌新聞社が毎月第3金曜日に発行し、市内に配布しているフリーペーパー「すまいるタウン」の2024年2月号に掲載しました。



フリーペーパー「すまいるタウン」で確定申告のスマホ申告を呼び掛ける(左から)留萌地方法人会の原田会長、留萌青色申告会の石井久夫会長、留萌間税会の堀口亘会長、留萌税務署の加瀬谷満署長「スマホでの確定申告」についてはP6に掲載しています。

～実践税務調査～

仮勘定に注目 いわゆる地上げ屋の調査

税理士 牧野義博

都市の場合、小規模区画の土地の上に建物が建っているのが現状です。大規模開発事業を行う場合には、この細分化された土地をひとつの集合体にしなければなりません。この土地の整理統合は市街地再開発事業として公的に行われなくてはなりません。昨今の景気低迷から入居者が立ち退きを渋る事態が増えてきています。そこで、いわゆる「地上げ屋」が立ち退き拒否の物件を安く買い取り、強引に入居者を立ち退かせた後に、高額で再開発業者に売り払うという構図が存在するのです。

調査官は過去3事業年度の仮受金や仮払金の推移を検証しましたが、増加の一途をたどっています。何か怪しい。勘定科目内訳明細書には個々の相手先の記載がありませんでした。調査官は早速、会社の代表者と顧問税理士に事前通知を行い、調査に着手しました。

【調査官】社長、毎年仮払金や仮受金が増加していますが、どのような取引なのですか。

【代表者】あるビルを買い取り、その場所で新たにビルを建て直そうと思っているのだが、入居者が出て行かないので困っているのだよ。

【調査官】ビル買い取りの契約書を見せてください。それから買い取りの際の資金の出先が分かる資料をお願いします。

【代表者】どうぞ。

【調査官】社長、契約書の金額欄が空欄ですが、これはどういう意味ですか。

【代表者】仮勘定の相手先との約定で、地上げが完成をした段階で合意のもとに成功報酬を加算して記入することになっている。だから契約期間も書いてないのだよ。

【調査官】もっと分かりやすく説明をしてください。

【代表者】実はあるオーナーが資金を提供してくれて、その金でビルを買ったのだよ。会社の預金通帳に振込があるから確認してみよ。

【調査官】入金は確認しました。ただ、数年にわたって振込入金があるのはなぜですか。どうやら購入資金だけではありませんね。

【代表者】うちは地上げ屋でね。ビルの入居者との交渉金や月々の入居者からの家賃を仮払金や仮受金として処理をしているから。

【調査官】そうすると、ビルの売買契約書上では社長の会社が購入したことになっていますが、実際にはオーナーの所有ということですね。

【代表者】まあ、そういうことだね。

【調査官】ビルの入居者が完全に退去したらオーナーとの契約が成立ということですか。それで仮勘定が長期間計上されていたのがわかりました。しかし、ビルの入居者から預かった共益費や電気・水道料については仮受金処理がされていますが、仮払金の中にはこの金額が含まれていません。つまり、預かった共益費等はオーナーに支払っていませんね。

【代表者】よくわかったね。いわゆる共益費等がうちの取り分という訳さ。

【調査官】社長、もうお分かりだと思いますが、共益費等は仮受金ではなく売上です。契約当初から受け取った共益費等はすべて売上計上もれとなります。

【代表者】……。

【筆者紹介】牧野義博(まきの・よしひろ) 東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 旭川支店
TEL. 0166-26-0201

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
プロバディーガード

+ 企業地震保険
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ

ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード

(個人情報漏洩保険)

22-073003